

2020年11月5日

京都府知事 西脇隆俊 様

コロナ危機と、「自己責任」を押しつける
「新自由主義」から、府民のいのちと
暮らしを守る予算編成を

2021年度京都府予算 に関する申し入れ

日本共産党京都府議会議員団

団長 原田 完

はじめに

今年、新型コロナウイルス感染症の拡大が、府民のいのちや暮らし、地域経済にかつてない影響を及ぼしています。お亡くなりになりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、治療中のみなさんにお見舞いを申し上げます。また、厳しい体制の中でご奮闘いただいている府職員、医療・介護など関係者のみなさんに心より敬意を表します。

わが党議員団は、医療や検査の現場、中小企業などの経済団体、ハローワークや大学関係者・学生団体などとの懇談や調査を重ね、数次にわたり緊急対策を京都府に申し入れてきましたが、その対策はいっそう切実となっています。

医療現場からは「検査や感染防止対策など多忙を極め、減収で経営の危機に陥っている」「開業医への支援や補償が必要だ」との声があがり、集団感染も相次ぐなど緊迫した状況です。中小業者。経済団体からは「持続化給付金や補助金を受けてきたが経営が回復せず、廃業せざるを得ない」、「消費税増税で大打撃の上、コロナ禍が襲い、先行きも厳しい」「地域に一軒の店も無くなるかも知れない」との声が寄せられ、また、学生からは「バイト先が廃業して収入ゼロ。食べ物が買えない。求人激減で就職内定が取れない」と悲鳴があがっています。

いわゆる「新自由主義」により、これまでから貧困と格差が拡大されてきた上にコロナ危機が襲い、まさに、暮らしと生業、地域が丸ごと破壊されかねない深刻な危機に直面しています。

国政では、菅政権が発足しましたが、「安倍政権の継承」「自助」を強調し、消費税の緊急減税など国民の願いには背を向け続けています。地方自治体をめぐっては、一昨年の「自治体戦略2040構想」や、今年6月の「第32次地方制度調査会」答申、さらに「骨太方針2020」などにより、「新型コロナ対策」も口実とした「デジタル化」や大規模投資・開発型政治を推進し、自治体のあり方をゆがめようとしています。

京都府にとって、暮らしや地域をこわす「新自由主義」と開発型政治へさらに進むのか、それとも「住民福祉の増進」という自治体本来の役割を発揮し、いのちや暮らし、地域を守るのかが問われています。

わが党議員団は、来年度予算編成にあたり、11月補正予算を含め、年末・年越し対策を含む「緊急要求項目」として44項目、また、「分野別要求」171項目を提案し、予算化・施策化されるよう申し入れます。

緊急要求項目

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、検査・医療などいのちを守る対策

- ①季節性インフルエンザとの同時流行に対応するため、インフルエンザの迅速検査と新型コロナ抗原検査などを実施する診療・検査医療機関を増やすための支援を緊急に強化すること。また、医師会などとの必要な調整を行ったうえで、診療・検査医療機関などの情報公開を進めること。
- ②感染症対策の拠点として専門業務を担う保健所機能を強化するため、保健師や兼務となっている食品衛生監視員など、職員体制を抜本的に強化すること。
- ③感染者やその関係者、医療・介護従事者への差別や偏見などを防ぐ対策を抜本的に強化すること。個人情報保護に細心の注意を払いながら、府民の不安を解消し安心感を持ってもらうため、感染状況や受け入れ体制の状況など、情報公開と周知のあり方を見直すこと。
- ④既知の感染症との同時流行に備えるためにも、検査センターと一体の公的発熱外来の設置など、どの地域でも安心して医療を受けることができる環境整備をすすめること。
- ⑤受診・利用控えによる医療・介護施設の減収の対策として、融資や補助にとどまらず、減収補填や従事者支援を制度化するよう国に求めるとともに、府としても支援を実施すること。
- ⑥府民のいのちと生活を守るため、緊急小口資金・総合支援金・住居確保給付金の申請延長を国に求めるとともに、生活保護制度の弾力的運用や各種減免制度の周知徹底など、あらゆる手立てを尽くすこと。
- ⑦経済的な理由による受診控えが起きないように、無料低額診療の実施医療機関を増やすための取り組み、制度の周知徹底をすすめること。保険調剤薬局でも実施できるよう国に求めるとともに、府独自に制度を創設すること。公的医療機関における一部負担金減免制度拡充のため支援すること。
- ⑧コロナ陽性者に対する休業補償は個人事業主も対象とすること。また濃厚接触者とその家族などの休業補償を国に求めること。市町村と連携し、国民健康保険料のコロナ減免制度の周知徹底をはかること。
- ⑨退院した方や、子育てや介護への支援が必要な方への府保健所と市町村保健センター等との連携した支援策をとること。

2. 暮らしと営業、雇用、家計と内需をあたため、持続可能な地域づくりを

- ①コロナ危機から地域経済と暮らしを守り支えるため、緊急に消費税率を引き下げ、社会保障などの財源は大企業や富裕層への応分の負担により確保するよう国に求めること。
- ②中小業者やフリーランスが事業継続できるよう、持続化給付金の条件緩和と再度の実施を国に求めること。府として、中小企業支援の再出発補助金や商店街再出発補助金など、コロナ収束まで延長し予算措置を行なうこと。
- ③地域経済への波及効果が大きい住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成などを制度化し、経済活性化への支援をつよめること。
- ④中小企業の家賃や水光熱費、リース代など、固定費への補助を抜本的に拡充すること。
- ⑤雇用情勢が悪化する下で、雇用調整助成金特例措置をコロナ収束まで継続し、対象を中堅企業まで拡大すること。失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げ、給付期限を延長すること。また、休業支援金制度の改善などを、国に求めること。解雇・リストラ対策を抜本的に強化するとともに、雇用を継続・拡大する中小企業等への支援を国に求めるとともに、府としても独自の対策を行うこと。
- ⑥中小企業支援と一体に、最低賃金を時給1500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度とするよう国に求めること。
- ⑦地方自治体のデジタル化にあたっては、大企業の利益を優先し府民を置き去りにした、前のめりなやり方は行わないこと。マイナンバーの適用拡大を止めるとともに、マイナンバー制度の中止を国に求めること。
- ⑧京都の文化・芸術関係者が活動を継続できるよう、施設使用料減免や損失補てん等も支援対象とし、技術職人なども広く支援できるよう制度を拡充するとともに、コロナ収束まで延長すること。

- ⑨政府による生産・受給調整廃止とコロナ禍による米価暴落の対策として、コロナによる減収補填、備蓄米の追加買入れ、戸別所得補償の復活を国に求めるとともに、府独自の所得補償制度を創設しコメ農家を支援すること。
- ⑩農産物価格と農家所得を下支えするため、農産物の価格保障制度の確立、収入保険や各種農業共済保険料の軽減と加入条件緩和を国に求めること。
- ⑪近年進行する気候変動などにより、天候不順や病害虫による農作物への被害が相次いでおり、コロナ禍による農家の減収も大きいことから、営農を継続できるよう収入減少への補填・支援を実施すること。
- ⑫農林水産省による「高収益作物次期作支援交付金」は、当初の要件で運用し、必要な予算については緊急に追加編成するよう、国に求めること。

3. すべての子どもたちの学びと成長、安全を保障し、学生への支援を

- ①コロナ禍での子どもたちの豊かな学びの保障、感染防止のため、小・中学校で20人程度の少人数学級を早急に変更すること。そのためにも、緊急かつ計画的に正規教員を増員すること。
- ②「40人学級」が基本となっている府立高校でも、学習保障や感染対策、進路指導などのため、少人数学級となるよう教員加配などを行なうこと。
- ③ICT等を活用した学びについては、新たな格差を生まないよう、機器の購入や通信環境の整備などは公費で行ない、機器の利用について教員や児童・生徒をサポートできる支援員を各校に配置すること。通常授業での活用は、上から押し付けず、現場教員の判断に委ねること。機器メンテナンス等の経年経費についても国が責任を持ち、他の教育予算を圧迫することのないよう、教育予算全体の抜本的増額を国に求めること。
- ④子どもたちの心のケア、増え続けるいじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校に配置し、正規職員として相談・支援にあたるよう体制を強化すること。
- ⑤コロナ危機により「子どもの貧困と格差」の拡大が指摘される下、学校給食費や副教材費など義務教育費の負担を軽減し、就学援助を拡充し利用しやすくするなど、子どものいる家計を支える施策に市町村とともに取り組むこと。
- ⑥全員制の中学校給食をどの地域でも実施できるよう市町村を支援すること。安易な民間委託を行わないこと。
- ⑦井手町への新設支援学校開校延期にともない、南山城支援学校の大規模・過密対策をいっそう強化し、教職員の増員、教育環境の改善をはかること。
- ⑧コロナ感染により保護者が入院するなどして監護者のいない子どもに対し、受け入れ支援体制を構築すること。
- ⑨コロナ禍による生活困窮や休学・退学せざるをえない学生が広がる下、学生支援緊急給付金については、対象外となった学生はもちろん、必要とする全ての学生が受けられるよう、要件緩和と追加申請の受け付け、さらには再給付と継続的支援のための予算拡充を国に求めること。府としても市町村や大学等と連携し、専用相談窓口設置や独自の支援策を講じること。
- ⑩高すぎる学費の引き下げ、私学助成の拡充、給付制奨学金の拡充などを国に求めるとともに、府独自に給付制奨学金を創設すること。また、奨学金返済支援制度についても改善し対象を拡充すること。
- ⑪公立大学法人において、学生への授業料減免をさらに拡充するなど、学生生活の負担軽減をはかること。
- ⑫学生や高校生の就職活動が雇用情勢の悪化・求人減少などにより多大な影響を受ける下、経済界に新卒者などの採用維持・拡大を要請するとともに、府としての緊急雇用対策など、あらゆる手立てを講じること。

4. 大型開発や自治体業務の「産業化」をやめ、地域といのち・暮らしを守る

自治体の役割発揮を

- ①環境破壊と過大な財政負担のうえ、コロナ危機以前の計画を再検討もせず推進しようとする北陸新幹線延伸、リニア中央新幹線、鳥取豊岡宮津自動車道の延伸、向日町駅周辺開発、新名神開通にともなう東部丘陵地開発、学研都市開発（南田辺～狛田地区）、舞鶴港国際埠頭二期工事などの不要不急の公共事業について、いったん中

止し根本から見直すこと。

- ②「北山エリア」整備基本計画については、府立大学体育館を「アリーナの施設」に建て替える計画をはじめ、民間コンサルタント会社主導の「稼ぐ」ための施設整備、公共サービスの民間切り売りではなく、現場や関係者、住民の声をよく聞き、府民のための文化・環境ゾーンとして充実をはかること。
- ③府立大学の体育館・校舎の老朽化・耐震対策を、大学からの要望にもとづき、急いで計画・実施すること。
- ④旧総合資料館跡地等に計画する「シアターコンプレックス」については、文化芸術関係者の要望をていねいに反映するとともに、ホテル・コンベンションの併設は見直すこと。
- ⑤府立植物園について、管理運営への指定管理者制度の導入など民間委託は中止し、府直営で、博物館法に位置付けられた役割が発揮できるよう、予算や体制の充実をはかること。
- ⑥京都子ども文化会館は、閉館・廃止するのではなく存続し、京都市とともに必要な財政措置を行うこと。
- ⑦府営住宅の管理業務については、すでに指定管理者に移行した団地で、「何も変わらない」との説明と全く違うとの住民の声が上がっている。これ以上の指定管理への移行はやめ、指定管理に移行した府営住宅についても、公営住宅の役割に立ち返って再検討すること。

5. 「国いいなり」でなく、府民の安心・安全を守り、憲法にもとづく府政を

- ①違憲・違法な日本学術会議人事への介入を撤回し、任命されなかった6名を任命するよう、国に求めること。
- ②原発再稼働と40年超の老朽原発運転延長に反対すること。関西電力による原発マネー還流疑惑の徹底究明を求めること。再生可能エネルギーへの転換をすすめること。
- ③コロナ感染クラスターが発生した京丹後米軍レーダー基地について、感染をめぐる情報開示のしくみを確立すること。レーダー基地の運用開始から現在までの米軍の約束違反について検証を行うとともに、自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練中止、日米地位協定の抜本的見直し、米軍基地撤去を、国と米軍に求めること。
- ④2021年1月22日に「核兵器禁止条約」が発効する。日本政府として唯一の戦争被爆国にふさわしく同条約に参加し批准するよう、強く求めること。

分野別要求

1. 社会保障の連続改悪に反対し、いのちと暮らし・人権を守る府政を

- ①N95を含むマスクやガウン、フェイスシールドなど、感染症対策に必要な資材の安定供給を確保するため、府として十分なストックの確保を進めること。同時に、あらゆる事態に対応するため、府内事業者とも連携して地域内生産の取り組みをすすめること。
- ②国に対し、医療・年金・介護福祉を大本から立て直し、憲法25条に規定された生存権保障にふさわしい制度へと改善が行えるよう、社会保障予算の抜本的拡充を求めること。
- ③コロナ禍において、公的・公立医療機関の再編統合押し付けを狙った全国424の病院名の公表を撤回し、病床削減ありきの方針を改めるよう、国に求めること。
- ④美山診療所の南丹市直営化に当たっては、職員の雇用を維持し、複数の医師体制を確保するとともに、入院病床の維持・介護老人保健施設の継続ができるよう府として支援すること。
- ⑤「京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）」の実施にあたっては、地域の医療事情や地域住民の生活・経済状況や、住民ニーズを踏まえたものとする。また二次医療圏単位の地域医療構想調整会議や地域保健医療協議会の開催に当たっては、深刻な地域の課題解決を十分に議論し対策を具体化すること。
- ⑥国に対し、医師偏在解消を建前とした「保険医定数制」や「自由開業規制」を導入しないよう求めること。また、かかりつけ医以外の受診の際の「定額負担」導入に反対し、紹介状なしの大病院受診の際の「定額負担」は廃止するよう求めること。

- ⑦見直された医師確保計画を踏まえ、府立医科大学の地域枠の拡充等、地域の医師不足対策を進めるとともに、医師養成数を抑制するための新専門医制度のあり方を見直すよう国に求めること。
- ⑧国保運営指針の見直しにあたっては、保険料負担軽減のため、市町村の一般会計からの繰り入れを抑制することなく府として支援を実施すること。市町村による資格証明書交付は全廃するよう求めるとともに、人権を脅かすような滞納処分はやめ、国保法 44 条に基づく窓口一部負担金減免制度を積極的に活用するよう支援すること。
- ⑨後期高齢者医療制度の窓口負担の 2 割化に反対し、保険料を引き下げるとともに速やかに廃止すること、また 70 歳から 74 歳の窓口負担を 1 割へ引き下げよう、国に求めること。
- ⑩要介護認定での要支援、要介護 1・2 の人の保険給付外しや、福祉用具貸与の原則自己負担化など介護サービスのとりあげをやめ、保険給付を拡充し、医療保険や介護保険制度における窓口一部負担金や利用料負担を軽減すること。保険料滞納者への制裁を中止すること。
- ⑪特別養護老人ホームを増設し、待機者の解消を図り、マンパワー確保など地域包括支援センターへの支援を強化すること。
- ⑫老人医療助成制度は、元の窓口 1 割負担に戻すとともに、対象年齢を拡充すること。
- ⑬障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をはかるよう国に求めること。障害児・者の福祉医療の「応益負担」を撤廃し、無料化するよう国へ求めること。65 歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第 7 条の廃止を求めること。
- ⑭障害者の家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。
- ⑮障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう、体制と運営の充実を図ること。
- ⑯地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。
- ⑰障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備・拡充すること。
- ⑱精神障害者の運賃割引制度を全ての公共交通機関で適用できるようにすること。精神を含む全ての障害者のための「指定相談支援事業所」の増設、24 時間対応、精神福祉士などの専門職員の配置の拡充を行なうこと。
- ⑲精神科病床を府北部医療センターや中部医療センターに整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。
- ⑳府立洛南病院の改築にあたっては現場職員の声を十分反映すること。医師、看護師などの増員を行うこと。
- ㉑発達障害の診断ができる医師の確保に努め、初診待機期間を減らすこと、また、発達障害者支援センターにおける相談体制を充実させること。
- ㉒障害児の療育の充実、障害児保育の受け入れの支援と、放課後デイサービスの質の向上を支援すること。
- ㉓府立ろう学校の児童が居住地の学童保育・児童クラブを利用できるようにすること。盲・ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- ㉔医療的ケア児・者を受け入れる生活介護施設の看護師配置・加算の補助金を復活し拡充すること。
- ㉕京都府福祉医療制度について、所得制限を緩和し、重度心身障害児・者医療制度について、障害者手帳 3 級と療育手帳 B も対象とするなど拡充すること。
- ㉖生活保護の削減を中止し、人権を守る制度として改善・強化すること。高齢加算を復活させ、引き下げられた生活扶助・住宅扶助基準及び冬期加算を元に戻し、夏季加算の創設等を国に求めること。
- ㉗生活保護世帯への見舞金を復活し、クーラー設置費用への支援を行うこと。申請権を保障し、市町村窓口申請用紙を置き、保護の決定は法定期限の 2 週間以内とし、保護の辞退届けの強要や実態を無視した就労指導は行わないこと。本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証

方式に切り替えるよう関係機関と協議し、改善すること。

- ⑳医療・介護・福祉・保育などの労働者の抜本的な賃金引き上げと待遇改善を国に求めるとともに、府としての実態調査を行い、独自の支援策を講じること。
- ㉑桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。
- ㉒民間医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。
- ㉓府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については直営に戻し、保育士の処遇を改善すること。
- ㉔府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実し、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成・確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡充するとともに、入学時に貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。
- ㉕老齢年金について、基礎年金を7兆円も削減する「マクロ経済スライド」をやめ、「減らない年金」とするよう国に求めること。
- ㉖自殺対策について、府内関係機関と連携して強化すること。
- ㉗総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。高額な薬価を引き下げる見直しを求めること。
- ㉘肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ㉙難病法の「規定の見直し」に向けた検討に際しては、すべての難病患者を医療費助成の対象にするなど、安心して治療に専念できるよう制度の抜本的改善を国に求めること。自己負担をなくす等、すべての難病患者を対象とするなど療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めること。さらに府独自に、難病患者の申請書料・診断書料・交通費等支援策を復活させ、20歳を超えた小児慢性特定疾患患者への支援など難病対象事業適用までの間の支援策を検討するなど、難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。
- ㉚高次脳機能障害支援について、専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。
- ㉛人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策を推進すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における透析患者受け入れ体制の構築をはかること。
- ㉜周産期医療情報システムの充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、府南部地域などの医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- ㉝「妊婦健康診査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
- ㉞アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議のもと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対して、アレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修を充実させるなど、積極的な人材育成を行うこと。
- ㉟加齢性難聴における補聴器購入への支援を行うこと。
- ㊱消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員のいっそうの処遇改善に取り組むこと。
- ㊲部落差別解消推進法に基づく実態調査は行わず、「人権」に名を借りた「同和啓発」「同和研修」は廃止すること。

④⑥ジェンダー平等社会の実現にむけた本格的な取り組みを行うこと。性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例の実現などに取り組むこと。またセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど人権侵害であることを周知徹底し、根絶に向けた取り組みを強めること。

2. すべての子どもの発達と学びを保障し、府民の文化・スポーツの権利保障を

- ①子どものくらしや貧困の実態について本格的な調査を行い、可視化すること。また実態を踏まえた少子化等の原因を分析し、包括的な対策と施策に生かすこと、そのための体制をとること。
- ②子どもの医療費助成制度は、府の制度として通院 1500 円／月までの自己負担をなくし、中学校卒業まで入院・通院とも無料にすること。
- ③保育所待機児童、潜在的待機児童をなくす目標と計画をもち、認可保育所、学童保育所の増設など市町村の取り組みへの支援をつよめること。企業主導型保育など保育の規制緩和に反対し、認可外保育施設への指導監督の立入調査について体制を充実すること。
- ④3～5歳児保育料等無償化に伴い新たな負担となった副食費の無償化、0～2歳児の保育料等無償化を国に求めるとともに、府としても独自に支援を実施すること。
- ⑤児童虐待防止対策をつよめ、とりわけ児童相談所の職員体制をさらに強化するとともに、分室も含むすべての児童相談所に一時保護所を設置し、子どもが安心して過ごせる居場所にふさわしく改修や定員見直しなどを行うこと。
- ⑥「京都式少人数教育」を見直し、少人数の学級編成をめざすこと。また、「できる子」「できない子」にふり分けの習熟度別授業をやめること。
- ⑦教職員の長時間労働を解消するとともに、勤務時間中に教育本来の仕事に当たる時間が確保され、教職員がゆとりを持って笑顔で子どもの前に立てるように勤務条件を整えること。勤務時間を年単位で管理する「変形労働時間制」は導入しないこと。非正規を増やすのではなく正規採用で、教職員定数の改善、専科教員の増員をはること。臨時教職員にも、正規職員との均等待遇が社会の流れであり、男女雇用機会均等法の問題もふまえ、有給の産前・産後休暇を保障すること。
- ⑧小学校「6学級」校の配当基準の改善や専科教育の実施など、教職員配当基準を改善すること。養護教員・事務職員の複数配置、専任の学校司書と栄養教諭の全校配置を支援すること。
- ⑨競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。府独自の「学力診断テスト」を見直すとともに、本来の学力形成に重点を置くこと。
- ⑩高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の定員を維持し、どの学校でも格差のない豊かな高校教育を保障すること。「中高一貫校」など難関大学をめざす「特別な学校づくり」による学校間格差と序列化を改めること。競争主義と自己責任を押し付ける「入学者選抜」は見直し、「前期選抜」は直ちに廃止すること。
- ⑪高等学校等就学支援金の所得制限をなくすこと、高校教育の完全無償化、高校生等奨学給付金の抜本的拡充を国に求めること。就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑫公立高等学校生徒通学費補助金の基準を見直し、いっそう拡充すること。
- ⑬「口丹地域の府立高校の在り方について」の具体化にあたっては、個別検討が行われた北桑田高校や須知高校について、教育条件のいっそうの拡充など責任を持って行なうこと。美山分校は、体育館の耐震改修をはじめ学習環境の改善を速やかに行い、移転の検討については生徒や保護者、地域住民不在で進めないこと。
- ⑭丹後通学圏における学舎制導入と清新高校開校に伴う課題について、教員体制など教育条件を拡充し、クラブ活動による学舎間移動のためのスクールバスは土日も運行するなど実情に応じた対応をすること。
- ⑮府立学校の耐震工事、バリアフリー化、トイレ改修、空調設備の整備、老朽校舎の改修を促進すること。
- ⑯向日が丘支援学校の建て替えにあたっては、保護者と教職員などの意見を反映した計画とすること。寄宿舎は子どもたちが集団生活を営みながら生活基盤を整え、自立と社会参加に向けた力を養うためのかけがえのない教育施設として存続・充実させること。機能を「生活実習室」で引き継ぐというのであれば、少なくとも1ヶ

月程度の継続した利用、寄宿舍指導員並みの十分な人員配置、医療的ケア児も受け入れ可能な体制などを保障すること。

- ⑰特別支援学校に在籍する子どもの増加にともなう対策を講じること。与謝の海支援学校をはじめ老朽校舎・施設の建て替えや改修について、現場の要求にもとづき計画を明らかにすること。支援学校のスクールバスや給食の民間委託を改めること。医療的ケア児の送迎について保護者負担の軽減をはかること。
- ⑱特別支援学級の学級編成基準を8名から6名に改善し教員を増やすよう国に求めるとともに、府として独自に6名とすること。一人でも特別支援学級への希望があれば学級を開設すること。
- ⑲通級指導教室の教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化などを国に求めるとともに、府独自でも条件整備をはかること。
- ⑳子どもの安全を守るため、通学路や園児移動経路などの総点検にもとづく安全対策を急ぐこと。危険なブロック塀の撤去、「ゾーン30」の区域拡大など、道路管理者と連携した取り組みを行うこと。
- ㉑児童・生徒への防災教育（原発・放射能被害など含む）をすすめること。
- ㉒子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由を尊重し、管理的な校則や指導の見直しをはかること。体罰をはじめ、あらゆる暴力を学校から一層すること。
- ㉓子どもたちを対象とする公演鑑賞や創作活動等への支援事業を抜本的に拡充すること。
- ㉔地域の教育力の衰退、長時間・長距離の通学、安全面などの不安につながる学校統廃合は推進しないこと。マンモス校の分離・新設への支援、小規模校の良さを生かした学校教育への手厚い支援を行なうこと。
- ㉕憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長・発達をめざす京都の教育推進をめざすこと。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行わず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。憲法19条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。
- ㉖主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、批判的に政治や社会の問題を考え行動できるよりよい主権者として成長することをめざすものとする。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。
- ㉗実施が延期された大学入学共通テストにおける英語の民間試験導入は、内容や経済的負担等さまざまな問題点をはらんでおり、国に対して中止を求めること。
- ㉘私立高校あんしん修学支援制度を拡充し、他府県への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県に本校がある通信制高校も対象とし、生徒への直接助成とすること。私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう国に求めること。
- ㉙公立大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。「戦争できる国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。
- ㉚京都スタジアムについては、「稼ぐスタジアム」づくり優先を改め、真に府民スポーツ振興をはかる拠点として公的施設にふさわしい役割と責任を京都府が果たすこと。
- ㉛府立歴史彩館について、指定管理者による管理をこれ以上拡大せず、全体を府直営に戻すこと。
- ㉜府立ゼミナールハウスは、老朽化対策・改修をはじめ、府が責任を持って維持・存続すること。
- ㉝府立文化芸術会館は、移転ありきではなく、関係者や利用者の意見に耳を傾け、舞台など技術職員や貴重な建築物の老朽化対策等も含め、存続・充実へ財政措置をとること。
- ㉞文化・芸術やスポーツ、社会教育活動に関わる府民利用施設について、計画的に整備・充実をすすめるとともに、府民が気軽に利用できる施設利用料、駐車料金とすること。
- ㉟文化財や文化芸術を「地方創生」や観光の道具とし、「稼ぐ」ことに偏重した活用方針は見直し、関係者の意見をよく聞いて必要な支援を拡充すること。
- ㊱文化庁の京都移転は、国民や芸術・文化団体の声が届きにくくなるなどの懸念の声が上がっている上に、移転費用など府民負担などの問題も不透明なままであり、府民への情報公開を行なうよう求めること。

3. 中小零細事業者の支援、正規雇用拡大、地域循環型経済を

- ①インバウンド偏重の観光政策を見直し、府内、国内観光客誘致に重点を移すとともに、府域内での消費を喚起するために内需をあたためる経済政策に転換すること。地域創生戦略の改定・実施にあたっては、国の政策誘導にのった交付金等の活用でなく、地域の実態をふまえ、住民要求の積み上げによる施策展開を行うこと。
- ②地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を制定すること。
- ③京都経済を立て直すため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。
- ④消費税について、2023年からのインボイス制度導入は、小規模事業者の商取引からの排除を促す制度であり、導入中止を国に求めること。
- ⑤西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急に実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の通年化や新規就労支援制度など職人の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素繊維の活用など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。
- ⑥伝統地場産業の技術や材料など消滅の危機にある業種・業界について、関係者の意見を聞き対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、イニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。
- ⑦丹後地域の織物業の最低賃引き上げについて、現場では徹底が困難な実態があり、府として国とも連携しながら、最低賃の徹底に責任を持って取り組むこと。
- ⑧北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターへの検査機器設備の拡充や、それに見合った技術職員の充実などを進めるとともに、市町とも協力して事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。府内全体の振興をはかるため、振興局での経営支援だけでなく、両センター及び中小企業技術センターにおいても、体制強化をはかって経営支援事業を復活させること。
- ⑨大型店と大企業系列店のこれ以上の進出を規制するため、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかること。商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援、「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など、来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。
- ⑩府として、「違法・脱法的な働き方を規制し、誰もが安心して働ける京都府づくり条例（仮称）」を制定し、実態調査を行うとともに、事業者に対する労働関係法令の遵守や低賃金対策など、違法・脱法的な働き方の根絶へ対策を強化すること。
- ⑪「残業は週15時間、月45時間、年300時間まで」という大臣告示の法制化、最低11時間のインターバルの確保など、労働基準法の改正を国に求めること。労働契約法の無期転換ルールを守る対策を行うこと。限定正社員やテレワークの導入は、政府が推進する雇用の流動化を進めることにつながりかねない。府として正規雇用拡大の計画をつくること。雇用保険の加入条件緩和に伴う小規模事業者の雇用者負担軽減へ支援を行うこと。
- ⑫雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告・協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ⑬賃金規定や労働者保護規定を盛り込んだ公契約条例を制定し、雇用の継続、下請け労働者の賃金保障、法手福利費など公共事業のあり方を見直すこと。
- ⑭障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。
- ⑮中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施すること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品開発に取り組む中小業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠拡大など、融資制度の改善・充実を

- はかること。延納等で納税している事業者について、資格者として資金需要に応えられるよう、改善すること。
- ⑯中小企業あんしん借換融資の5号の指定業種について、前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。
 - ⑰信用保険法の保証割合を、100%保証に戻すよう国に求めること。信用保証協会が中小零細企業支援に資するよう、制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断と制度融資を行うしくみに戻すこと。
 - ⑱公共事業の発注にあたっては、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により仕事確保をはかること。小規模工事希望者登録制度を創設すること。事業者による企画・提案を評価して契約するプロポーザル方式による府外企業への発注が増えている現状について、見直しと改善をはかること。
 - ⑲これ以上の府職員の削減を行わず、計画的な増員で必要な人員を確保し、保健所や土木事務所、広域振興局などの体制を強化すること。府の会計年度任用職員の同一労働同一処遇の実現と、臨時職員を正規化する計画をもち、府職員の超過勤務の縮減・解消をはかること。
 - ⑳京都が世界に誇る文化財を維持するため、技能や技術の継承対策を早急に進めること。文化財修復予算を抜本的に拡充するよう国に求め、府としても拡充に努めること。
 - ㉑暫定登録文化財制度の修復事業をはじめ、文化財修復事業による新たな仕事おこしを進めること。事業推進にあたっては、各同業組合とも連携し技術と意欲のある事業者への発注を拡大し、技能や技術継承・向上に資する支援制度を構築すること。

4. 小規模・家族農家をはじめ、京都の実態にあった農林水産業の本格的な振興、 持続可能な地域づくりを

- ①国連「家族農業10年」にもとづき、小規模・家族農家、兼業農家をはじめ中小の農業経営を支え、農村集落を維持・存続するとともに、食料自給率の向上をはかるため、「京都府農林水産業振興条例」を制定し、農業・林業・水産業の振興に向けた総合計画を策定すること。農林水産技術センター等の専門職員体制や設備の充実をはかること。
- ②種子法廃止が強行され、国の予算措置がなくなるもとでも、農林水産技術センターや農業研究所、改良普及センター等、「公」が担う原原種、原種を守り、地域にあった種子開発を強め、府独自の種子条例を制定して自家種子と農家経営を守ること。種苗法の改定に反対すること。
- ③コメの価格保障、所得補償について、府独自にも検討し、とりわけ特裁米や有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度や、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。エサ米の助成措置について、日米FTA開始の下でも、安定して確保するよう国に求めること。
- ④画一的な大規模化や企業参入のための農地再編、規制緩和に反対すること。農地中間管理機構の運営は、農地の貸付等は地域の農業者優先ですすめること。農業機械の更新への支援は、法人以外に集落営農等にも助成を拡充すること。
- ⑤新規就農者について、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額の引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策、技術支援や販路拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的な支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
- ⑥鳥獣被害対策を強化し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罟・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げなど、従事者の要望に応えた対策をすすめること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
- ⑦都市近郊農家が守ってきた環境と優良農地を維持・保全するため、生産緑地制度の届け出の支援など、振興策の推進をはかること。
- ⑧中山間地直接支払い制度や多面的機能支払交付金の改善・拡充を国に求めるとともに、府として、いわゆる「限

界集落」も含めた中山間地地域・集落への支援をつよめること。

- ⑨CSF(豚熱)に関する情報収集、野生イノシシへの経口ワクチン散布、定期巡回などの感染拡大防止対策をいっそう強めること。国産牛のBSE検査の復活を国に求めること。
- ⑩飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑪茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化、製茶工場や改植・本ず等への支援および、茶の消費拡大にむけた取り組みをいっそう強化すること。農業共済の掛け金の補助を行うこと。
- ⑫原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制、緊急を要する除・間伐への支援強化、造林経費控除の全額への引き上げ等を国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、施主への直接交付にするとともに、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。
- ⑬間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。
- ⑭森林経営管理法にもとづく森林管理システムの実施にあたっては、森林の持つ景観、水源など多面的な役割の保全や防災上も重要な森林管理のための市町村の体制強化、地産地消の木材活用の推進を支援すること。
- ⑮森林の適正な管理により森林災害を未然防止するため、森林組合への支援、林務事務所などの職員体制を強化し、森林の実態把握と所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。
- ⑯漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興へ、栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。
- ⑰府内の漁業の中心を担っている定置網について、負担の大きい網の更新への支援を実施すること。国に対し、定置網の税法上の償却期間延長を求め、設備施設として位置づけられるようにすること。
- ⑱クロマグロの漁獲量規制について、大中規模の巻網漁業を優遇して小規模漁業者を排除する理不尽な配分が一方向的に決められており、小規模漁業者を排除しない配分へ見直すよう、国に求めること。
- ⑲府内農産物の地産地消を促進するとともに、「食育」を推進し、全員制の中学校給食の実施、府内農産物の学校給食への活用等がいっそう進むよう、市町村への支援を行うこと。
- ⑳「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかるとともに、市町村の消費者相談窓口への支援を強化すること。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。

5. いのちを最優先にした防災対策、住み続けられる地域づくり施策の推進を

- ①河川整備や土砂災害防止対策など、総合治水を進め、予算を抜本的に増額すること。土木事務所等の技術職員をはじめ職員体制を計画的に増員し、広域振興局を住民や市町村に身近で機動的な支援体制がとれるよう見直すこと。
- ②発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。
- ③被災者生活再建支援法等の見直しを国に求めるとともに、京都府独自の住宅改修支援は一部損壊も対象にすること。災害家屋対策の拡充、生業支援・農林水産業支援策の拡充等、見直しを行うこと。
- ④学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設、医療・介護施設、大規模集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。

「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促進されるよう支援すること。

- ⑤迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。
- ⑥淀川水系河川整備計画は、多くの専門家、流域住民の反対意見を押し切って策定されたが、天ヶ瀬ダムの1500トン放流などによる宇治川堤防の決壊、内水氾濫の危険性があり、計画の見直しを国に求めること。大戸川ダムの建設再開は行わず中止すること。
- ⑦由良川、桂川、木津川、宇治川等国管理河川の危険箇所の改修、堤防強化等の促進を強力に国に働きかけるとともに、大野ダムでは事前放流の見直しが行われたが、他のダムにおいても洪水時のダムの放流操作・運用の検証と見直しを行い、予備放流の適切な対応を図るなど、河川の氾濫防止に万全を期すこと。
- ⑧河川改修予算の抜本的増額をはかり、府管理河川の整備を急ぐこと。また、内水氾濫防止に向け、中小河川の内水排除ポンプの新增設等適切な対策を講じること。
- ⑨住民の理解のもと土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム、治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止対策を抜本的に強化すること。また、森林の適正管理を促進し、倒木・流木の抑止対策をすすめること。
- ⑩舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑪通信・電力事業者等との災害・被害・復旧にむけた情報の共有と適切な住民への周知をはじめ、被災地および被災者の安心と安全確保のための万全の対策をとること。
- ⑫水害等避難行動タイムラインの作成や避難所の増設避難所の環境改善など、地域防災計画を実態にあったものになるよう市町村や地域自治組織を支援すること。
- ⑬公共事業の執行や公共施設の運営にあたっては、自治体本来の役割を放棄し、過大な税金の支出につながりかねないプロポーザル方式やPPP、PFIの活用を改め、最大限、府の責任で執行できる体制をつくること。
- ⑭民営化を前提とした水道事業「広域化」を市町村に押し付けず、住民自治にもとづく水道のあり方が検討されるよう住民的・府民的論議を保障すること。
- ⑮府営水道については、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量を見直し、過大な「建設負担水量」の押しつけを行わないこと。府営水道施設のダウンサイジング、未利用水利権の活用等を実施するとともに、一般会計からの繰り入れ努力を行い、また国からの財政的支援を強く求め、料金値上げをしないこと。
- ⑯国道163号、178号、312号等の危険箇所の解消、歩行者安全対策を急ぐなど、府民生活と地域経済に結びついた生活関連道路の整備を急ぐこと。
- ⑰鉄道駅のエレベーターの設置などバリアフリー化を促進すること。踏切の改良、転落防止のためのホームドアの設置等の安全対策を早急に講じること。JR奈良線の全線複線化、JR片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。JR奈良線で一方的に廃止された「生活道路」踏切を、必要な箇所に復活・整備すること。
- ⑱地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。地域公共交通会議の運営は、生活交通・公共交通の確保の立場で行い、協議は、関係自治会、利用者等あくまで住民参加、住民主体で進めること。
- ⑲府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。エレベーター設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の改善を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。自治会、入居者任せの共益費徴収の在り方を見直すこと。大手企業の営利に委ねる府営住宅向日台団地のPFI手法の導入はやめること。
- ⑳マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組

むマンションを支援すること。

- ②①世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- ②②「北部連携都市構想」や「定住自立圏構想」「コンパクトシティ」「小さな拠点づくり」「公共施設の統廃合」など、自治体の持続可能性を壊すやり方はやめ、すべての地域の住民生活と地域経済の振興、地域づくりを応援するとりくみを支援すること。

6. 原発ゼロ・再生可能エネルギーの本格的推進、環境対策の抜本的強化を

- ①原子力と石炭火力を「ベースロード電源」とするエネルギー基本計画を見直すよう、国に求めること。京都府地域防災計画・原子力発電所防災対策計画編については、30 kmの範囲に限定せず府内全体を対象とするなどさらに見直しを行うこと。原子力災害の避難訓練は、この間の訓練を検証し、複合災害や実際の困難な状況も想定して実効性を確保するため改善をはかること。遅れている避難路の整備、資機材・体制の整備等、国に求めるとともに、府として市町村とも協力して責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。
- ②初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をすすめ、そのために必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。安定ヨウ素剤について、UPZ内で事前配布をすすめること。
- ③東日本大震災の被災地からの自主避難者に対し、府営住宅等への入居、甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の実施、正確な情報の提供と訪問相談体制を強化すること。
- ④原発に頼らず低炭素型エネルギー構造への転換を進めるため、再生可能エネルギーを府の基幹産業として位置付け、中小企業と地域経済の活性化につなげること。飛躍的普及へ太陽光パネル発電の目標達成、地域内に存在するエネルギーを積極的に活用すること。再生可能エネルギーの普及・促進のため、専門の部署を設置、推進すること。
- ⑤太陽光パネル設置については、環境アセスや建築基準法を遵守するとともに、大規模な太陽光発電設備の届け出制度を創設し、環境アセスの条例に太陽光発電を位置付けること。南山城村メガソーラー計画については、水害等の危険が高まっており、環境破壊防止の観点から一旦工事を中止し見直すこと。
- ⑥エネルギーの地産地消を軸とした、再エネの普及促進を本格的に取り組むこと。福知山パーム油発電は、中止を求めること。
- ⑦発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先のアクセス原則、固定価格買い取り制度の充実などを国と電力事業者に求めること。
- ⑧現在進められている「地球温暖化対策推進計画」の見直しは、2050年のCO₂排出ゼロや2030年25%削減などが盛り込まれているが、あくまで原発の稼働を前提としているものであり、実効性を担保するためにも原発ゼロを目指すものとする。市町村に対し積極的取り組みを援助し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ⑨化石燃料依存の発電は当面最小限にし、電力確保とCO₂カットの両面から取り組むこと。大規模排出事業者の大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・トレード方式の導入を早急を実施すること。
- ⑩府域での温室効果ガスの削減に逆行する、年間860万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電所の1・2号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO₂排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- ⑪産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、行政代執行など実効ある措置を取るとともに体制の強化を図ること。

- ⑫城陽市の山砂利採取跡地に搬入された産廃は覆土ではなく完全に撤去させること。違法伐採した保安林は復元させること。採取地内や周辺井戸から水銀等汚染物質の検出が続いていることから、徹底した水質検査を行い、汚染物質の究明を進め、地下水汚染対策を強化すること。これらの対策なしのアウトレットモールや商業施設、物流拠点施設などの建設は行わないこと。
- ⑬ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を拡大生産者責任の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。
- ⑭ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。また、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。
- ⑮アスベスト裁判で、国とメーカーの責任を認定する判決が下されたことをふまえ、早期の解決・救済を国に強く求めること。「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない解体・改修の現場への立ち入り等を実施し、レベル3を含め解体現場等での新たな被害を防止すること。また、石綿分析調査、除去工事等に対する補助制度を創設すること。
- ⑯中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。
- ⑰「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- ⑱海岸への漂着ゴミの対策及び廃棄プラスチックの海洋汚染防止対策を強化すること。

7. 憲法と地方自治にもとづく府民が主役の府政を

- ①憲法改悪に反対すること。憲法違反の特定秘密保護法、安保法制＝戦争法、共謀罪法の廃止を国に求めること。
- ②関西広域連合は、関西財界や大企業利益優先の事業展開を改めること。危険な原発の再稼働を容認せず、カジノを核とするIR誘致、北陸新幹線延伸、国出先機関の地方移管を求めるとりくみや「道州制」の検討はやめること。関西広域連合そのものの見直し・廃止などを検討すること。
- ③京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、「納税緩和措置」を活用するよう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害するさらなる「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。
- ④舞鶴港の軍事的利用拡大は認めず、平和の港として発展させること。米艦船の入港に対し、非核証明書の提出を求めること。
- ⑤自衛隊の実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、ヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演や体験活動などについては、中止を求めること。自衛隊での府職員研修をやめること。自衛官募集業務への自治体の協力要請をやめるよう、国に求めること。
- ⑥京都府戦没者追悼式は、「すべての戦争犠牲者」が対象であることの周知徹底をはかり、戦没者遺族が主人公の追悼式となるよう、内容を改善すること。
- ⑦被爆者健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- ⑧TPP（環太平洋経済連携協定）や、NF TA（北米自由貿易協定）、日欧EPA（経済連携協定）などは、際限のない市場開放により中小企業や家族農業など地域経済を衰退させ、貧富の格差を拡大するものであり、直ちにやめるよう国に求めること。